

節 電 実 行 計 画

1. 法人名 国際農林水産業研究センター

2. 庁舎の形態

区 分	該当するものに	管理官署名等
単独庁舎		
合同庁舎(管理官署)		
合同庁舎(入居官署)		
その他(民間等)		

3. 節電区分

区 分	該当するものに
大口需要設備(契約電力500KW以上)	
小口需要設備(契約電力50～500KW)	
小口需要設備(契約電力50KW未満)	
小口需要設備(電灯)	

4. 節電に係る数値目標

(1) 公表値の目標

施 設 名 等	H23契約電力	基準電力値	節電(削減)率	節電電力値	使用電力上限値
八幡台地区	20 kW	22 kW	15 %	3.3 kW	18.7 kW

(2) 作成する節電実行計画の目標

施 設 名 等	H23契約電力	基準電力値	節電(削減)率	節電電力値	使用電力上限値
八幡台地区	20 KW	22 KW	18 %	4 KW	18 KW

(昨年度実績値)

施 設 名 等	平成22年度実績			
	最大電力	月別使用電力量		
		H22.7	H22.8	H22.9
八幡台地区	22 kW	2,769 kWh	4,027 kWh	3,941 kWh

(合同庁舎(入居官署)及びその他の官署は、合同庁舎等の建物全体の契約電力を記載)

施 設 名 等	H23契約電力
	kW
	kVA
	A

(参考情報)

施 設 名 等	昨年度、使用電力上限値を超えた日数		
	H22.7	H22.8	H22.9
	デマンド計未設置のため不明	日	日
	日	日	日

5. 節電計画

区 分	節電効果 (目標推計値)	節電対象機器等の例	対 策
空 調	1 kW	空調施設	(直接節電効果があるもの) ・冷房中の室温28度の徹底 ・冷房運転方法・稼働時間の制限等 (間接的に節電効果があるもの) ・ブラインド等による外光調整
照 明 (サーバー等、共 用部分を除く)	0.7 kW	執務室	(直接節電効果があるもの) ・必要最小限の範囲で点灯
OA機器及び その他機器	0.1 kW	パソコン プリンター	(直接節電効果があるもの) ・ディスプレイの節電設定、スリープ設定の推奨 ・長時間使用しない際はコンセントを抜く
		その他	(直接節電効果があるもの) ・稼働台数を削減し、コンセントも抜く
主な研究用 設備・機器	2.1 kW	研究用設備・機器	(直接節電効果があるもの) ・冷蔵庫等の稼働台数の抑制
共用部分	0.1 kW	トイレ	(直接節電効果があるもの) ・暖房便座、温水機能の原則禁止 ・未使用時の消灯を徹底
計	4 kW		